

那須烏山市転入若者夫婦世帯家賃応援補助金交付規程

平成31年3月29日
那須烏山市規程第21号

(趣旨)

第1条 この規程は、市内の民間賃貸住宅に転入又は転居をした若者夫婦世帯に対し、その家賃の一部を補助することにより、定住人口の増加を図るとともに若者夫婦世帯の経済的負担の軽減及び子育て世帯の生活を応援することを目的として交付する転入若者夫婦世帯家賃応援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付規則の適用)

第2条 補助金の交付に関しては、この規程に定めるもののほか、那須烏山市補助金等交付規則（平成17年10月那須烏山市規則第46号）の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間賃貸住宅 建物の所有者と居住者との間で賃貸借契約が締結された自己の居住の用に供する住宅又は空き家等情報バンク（那須烏山市空き家等情報バンク制度実施規程（平成19年10月那須烏山市規程第48号）に規定する空き家等情報バンクをいう。）に登録された住宅をいう。ただし、社宅、官舎、寮等の事業主から貸与を受けた住宅、契約者が会社名義等の本人以外の者である住宅及び3親等以内の親族が所有し、又は居住する住宅その他この補助金の趣旨に適しないと市長が認める住宅を除く。
- (2) 転入若者夫婦世帯 市内の民間賃貸住宅に居住し、市に転入をした日前1年間において他の市区町村に住所があった者がいる夫婦世帯で、転入日又は転居日の遅い日において夫婦のいずれか一方が40歳以下である世帯

(補助金の交付)

第4条 市長は、第1条に規定する目的の達成に資するため、次に掲げる要件の全てを満たす世帯に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- (1) 賃貸借契約を締結した日以降に市内の民間賃貸住宅に居住した前条に規定する転入若者夫婦世帯であること。
- (2) 現に居住する民間賃貸住宅の所在地に世帯に属する者が住民登録をしていること。
- (3) 現に居住する民間賃貸住宅の家賃の滞納がないこと。
- (4) 世帯に属する者に納期が到来している市税及び使用料その他の市の税外収入金のうち市長が別に定めるものの滞納がないこと。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- (6) 第8条の規定による補助金の交付決定を受けた日から1年以上継続して市民として市内に居住し続ける意思があること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、入居者が支払う実質家賃（賃貸借契約に定められた賃借料から敷金及び共益費、駐車場使用料等直接の家賃とは認められない経費を控除した額をいう。ただし、これらの区分が明確でないときは、これらを含んだ額とする。）であって、勤務先事業者から世帯員に支払われる住居手当等があるときは、これらを控除した額とする。

(補助金額及び期間等)

第6条 補助金の額は、月額とし、その額は、次の各号に掲げる算定区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した額の合計額又は20,000円のうちいずれか低い額とする。

- (1) 基本額 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は15,000円のうちいずれか低い額
 - (2) 子育て加算 申請日において、同居する18歳以下の子（市に住民登録をしている者に限る。）を扶養しているときは、1人につき1,000円を加算する。
- 2 補助金の交付を受けることができる期間は、最初の交付申請のあった日の属する月の翌月から12箇月を限度とする。ただし、補助金の交付を受けている者が、第4条各号に掲げる要件を満たさなくなったときは、その事由が発生した月までとする。
- 3 第8条の規定による補助金の交付決定を受けた者にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月からその交付額を改定する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年度、転入若者夫婦世帯家賃補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、次年度以降の補助金の交付申請をする場合にあっては、この項本文の規定により添付すべき書類の一部を省略することができる。

- (1) 住民票謄本（本籍及び続柄の記載されたもの）
 - (2) 戸籍謄本及び戸籍の附票
 - (3) 賃貸借契約書の写し
 - (4) 勤務先事業者より世帯員に支払われる住居手当等の支給の有無及び支給額が確認できる書類又は住居手当等支給状況証明書（別記様式第2号）
 - (5) 居住期間に関する誓約書（別記様式第3号）
 - (6) 市税等納付状況確認承諾書（別記様式第4号）
 - (7) 市に転入をした者にあっては、前住所地の納税証明書
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による交付申請のうち最初の交付申請は、市に転入をした日から1年以内に行なければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、補助金の交付の可否を審査

し、補助金を交付することに決定したときは、転入若者夫婦世帯家賃応援補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により、補助金を交付しないと決定したときは転入若者夫婦世帯家賃応援補助金不交付決定通知書（別記様式第6号）により対象者に通知するものとする。

（申請内容の変更届出等）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、転入若者夫婦世帯家賃応援補助金交付申請変更届出書（別記様式第7号）に当該変更に係る事実を確認できる書類を添えて、速やかに届出しなければならない。

- (1) 夫婦世帯に新たに世帯員となった同居する18歳以下の子を住民登録したとき。
- (2) 夫婦が離婚したとき、又は夫婦のいずれか一方が他の住宅へ転居（子の出産、出産予定その他の事由による一時転居の場合を除く。）したとき。
- (3) 夫婦又は夫婦のいずれか一方が死亡したとき。
- (4) 居住する住宅に変更があったとき。
- (5) その他申請内容に変更があったとき。

2 市長は、前項の規定による変更の届出があった場合において当該変更の内容が補助金の交付額を変更すべきものであるときは、当該交付額を変更し、転入若者夫婦世帯家賃応援補助金交付額変更通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 第8条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、当該年度の9月及び3月に転入若者夫婦世帯家賃応援補助金交付請求書（別記様式第9号）に、次に掲げる書類を添付して市長に請求しなければならない。ただし、補助金の交付を受けることができる期間が終了したときは、直ちに請求することができる。

- (1) 家賃納入証明書（別記様式第10号）又は家賃の支払が確認できる書類
- (2) 勤務先事業者より世帯員に支払われる住居手当等の支給の有無及び支給額が確認できる書類又は住居手当等支給状況証明書（別記様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の支払）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、速やかに当該請求のあった額の補助金を支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、その者に係る交付決定を取消することができる。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第4条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他市長が補助金を交付することが適当でないとする事由があるとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消したときは、転入若者夫婦世帯家賃応援補助金交付決定取消通知書（別記様式第11号）により当該取消しをした者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、その者に対し既に交付した補助金があるときは、転入若者夫婦世帯家賃応援補助金返還命令書（別記様式第12号）により期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 前項の規定により、補助金の返還の命令を受けた者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（その他）

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（この規程の失効）

- 2 この規程は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

- 3 この規程の失効の日までに補助金の交付を受けた者及びこの規則の失効の際現に第4条に規定する補助金の交付対象者である者のうち補助金の交付申請又は交付請求をしていない者については、この規程は、前項の規定にかかわらず、同日以後もなおその効力を有する。

別記様式第1号（第7条関係）

（表）

年度 転入若者夫婦世帯家賃応援補助金交付申請書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

申請者 住所
 (契約者) 氏名
 連絡先 ㊟

転入若者夫婦世帯家賃応援補助金の交付を受けたいので、那須烏山市転入若者夫婦世帯家賃応援補助金交付規程第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 対象者に関する事項

対象者の 区分・定住 年月日等	<input type="checkbox"/> 夫婦ともに転入者 契約日 年 月 日 転入日 年 月 日				
	<input type="checkbox"/> 夫婦のいずれか一方が転入者 契約日 年 月 日 転居日 年 月 日 転入日 年 月 日 転入者（夫・妻） 転入者氏名 _____				
世帯の状況	続柄	氏名	職業	勤務先	生年月日
	世帯主				年 月 日 (歳)
					年 月 日 (歳)
					年 月 日 (歳)
					年 月 日 (歳)
					年 月 日 (歳)
					年 月 日 (歳)
					年 月 日 (歳)

※年齢は、転入日又は転居日のいずれか遅い日における年齢をご記入願います。

2 住宅に関する事項

民間賃貸住宅等	所在地				
	契約者氏名				
	賃貸業者名	住所			
		名称		連絡先	
	家賃月額		円	世帯員数	人
	住居手当等支給額（月額）				円

3 子育て加算金についての事項

<input type="checkbox"/> 子育て加算	子育て加算人数 人
--------------------------------	-----------

なお、交付要件の審査のため、担当職員が私の世帯の住民基本台帳及び戸籍その他関係書類を確認することに同意します。

(契約者) 氏名 ㊟

(裏)

【提出書類】

- 交付申請書（別記様式第 1 号）
- 居住期間に関する誓約書（別記様式第 3 号）
- 市税等納付状況 確認承諾書（別記様式 4 号）
- 本籍及び続柄が記載された住民票謄本
- 戸籍謄本及び戸籍の附票
- 賃貸借契約書の写し
- 住居手当等の支給の有無を確認する書類
（給与明細書又は別記様式第 2 号 住宅手当等支給状況証明書）
※夫婦共働きの場合は両者の書類を提出すること。
- 前住所地の納税証明書（転入者のみ）
- その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第7条関係）

住宅手当等支給状況証明書

対 象 者	住 所	
	氏 名	
住 宅 手 当 等 の 支 給 状 況	<input type="checkbox"/> 支給済又は支給予定 年 月 分～ 年 月 分まで 住宅手当等月額 円 年 月 分～ 年 月 分まで 住宅手当等月額 円	
	<input type="checkbox"/> 支給していない。	

上記のとおり対象者の住宅手当等の支給状況について証明します。

年 月 日

那須烏山市長 宛て

所在地

名 称

印

(担当部課名
 電話番号 — —)

居 住 期 間 に 関 する 誓 約 書

那須烏山市転入若者夫婦世帯家賃応援補助金交付規程の規定に基づき補助金の交付を申請することに伴い、市民としての自覚を持ち、那須烏山市に1年以上継続して居住することを誓約します。

年 月 日

那須烏山市長 宛て

申請者 住 所

氏 名 ⑩

（氏名欄は自署してください。）

別記様式第4号（第7条関係）

市税等納付状況確認承諾書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

申請者 住 所

氏 名 ⑩
 (氏名欄は自署してください。)

那須烏山市転入若者夫婦世帯家賃応援補助金交付規程の規定に基づく補助金の交付申請に際し、申請者及び世帯員の次に掲げる市税等の納付状況を担当職員が確認することを承諾します。

- 1 市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
- 2 介護保険料、後期高齢者医療保険料
- 3 水道料金、水道加入金
- 4 下水道使用料、下水道受益者負担金
- 5 市営住宅（市有住宅を含む。）の家賃
- 6 保育園・幼稚園の保育料
- 7 その他の税外収入金

【世帯員の氏名】

調査項目 _____

	住 所	氏 名	フリガナ	続柄	滞納の有無
1				本人	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()
2					<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()
3					<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()
4					<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()
5					<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()
6					<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()
7					<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()
8					<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()
9					<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()
10					<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()

上記のとおり相違ありません。

年 月 日 確認担当課： _____

確認者印	担当課長

別記様式第5号（第8条関係）

年度 転入若者夫婦世帯家賃応援補助金交付決定通知書

那鳥指令 第 号
年 月 日

申請者
住 所
氏 名 様

那須烏山市長



年 月 日付で交付申請のあった転入若者夫婦世帯家賃応援補助金については、次のとおり交付することに決定したので、那須烏山市転入若者夫婦世帯家賃応援補助金交付規程第8条の規定により通知します。

交 付 決 定 額	月 額	円（年額	円）
交 付 決 定 月 額 の 内 訳	基本額		円
	子育て加算		円
交 付 期 間	年 月	～	年 月（ 箇月）

【特記事項】

- 次の各号のいずれかに該当することとなったときは、転入若者夫婦世帯家賃応援補助金交付申請変更届出書（別記様式第6号）により、速やかに届出をしてください。
 - 夫婦世帯に新たに世帯員となった同居する18歳以下の子を住民登録したとき。
 - 夫婦が離婚したとき、又は夫婦のいずれか一方が他の住宅へ転居（子の出産、出産予定その他の事由による一時転居の場合を除く。）したとき。
 - 夫婦又は夫婦のいずれか一方が死亡したとき。
 - 居住する住宅に変更があったとき。
 - その他申請内容に変更があったとき。
- 次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、返還を命ずることがあります。
 - 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - 補助金の交付要件を満たさなくなったとき。
 - その他市長が補助金を交付することが適当でないとする理由があるとき。

別記様式第6号（第8条関係）

年度 転入若者夫婦世帯家賃応援補助金不交付決定通知書

那烏指令 第 号
平成 年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付で交付申請のあった転入若者夫婦世帯家賃応援補助金については、次のとおり不交付に決定したので、那須烏山市転入若者夫婦世帯家賃応援補助金交付規程第8条の規定により通知します。

不交付の理由	
--------	--

【審査請求及び取消訴訟について】

1 審査請求について

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

上記1の審査請求のほか、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

別記様式第7号（第9条関係）

転入若者夫婦世帯家賃応援補助金交付内容変更届出書

年 月 日

那須烏山市長宛て

届出者 住 所
氏 名 ⑩
連絡先

年 月 日付那須烏山市指令 第 号で交付の決定の通知のありました転入若者夫婦世帯家賃応援補助金について、申請の内容に変更があったので、届出します。

変 更 内 容	<input type="checkbox"/> 夫婦世帯に新たに世帯員となった同居する18歳以下の子を住民登録したとき <input type="checkbox"/> 夫婦が離婚 <input type="checkbox"/> 夫婦のいずれか一方が他の住宅へ転居（子の出産、出産予定その他の事由による一時転居の場合を除く。） <input type="checkbox"/> 夫婦又は夫婦のいずれか一方が死亡 <input type="checkbox"/> 居住する住宅に変更（ ） <input type="checkbox"/> その他申請内容に変更（ ）
変 更 年 月 日	年 月 日

※当該変更に係る事実を確認できる書類を添付願います。

別記様式第 8 号 (第 9 条関係)

年度 転入若者夫婦世帯家賃応援補助金交付額変更通知書

那鳥指令 第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

那須烏山市長



年 月 日付那鳥指令 第 号により決定した転入若者夫婦世帯家賃応援補助金の交付する金額を次のとおり変更したので、那須烏山市転入若者夫婦世帯家賃応援補助金交付規程第 9 条第 2 項の規定により通知します。

変更後の交付金額	月 額	円 (年額	円)
変更後の適用月	年 月から	年 月まで (箇月)
変 更 理 由			

別記様式第9号（第10条関係）

年度 転入若者夫婦世帯家賃応援補助金交付請求書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

請求者 住 所
氏 名
連絡先

⑩

年 月 日付那烏指令 第 号により交付決定のあった那須烏山市転入若者夫婦世帯家賃応援補助金を次のとおり交付されるよう請求します。

交 付 請 求 額	円
内 訳	月額 円× 箇月 (年 月～ 年 月)
	月額 円× 箇月 (年 月～ 年 月)

なお、次の口座に振込願います。

- 新規・変更（以下の欄に記入） 前回と同じ口座（以下の欄記入不要）

金 融 機 関	銀 行 本店 信用金庫 支店 農業協同組合 ()
預 金 種 目	普通 ・ 当座 ・ その他
口 座 番 号	
(フ リ ガ ナ)	
口 座 名 義 人	

【委任状】 （請求者と口座名義人が異なる場合）

私は、転入若者夫婦世帯家賃応援補助金の受領について、下記の者（口座名義人）に委任します。

受領者 _____ ・ 請求者からみた口座名義人の続柄 ()

委任者 _____ ⑩

別記様式第10号（第10条関係）

（※領収書、金融機関の振込書の控え等の家賃の支払が証明できる書類がない場合）

家賃納入証明書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

貸主 住所
氏名
連絡先

印

次の者に賃貸している物件について、期間内に家賃の未納がないことを証明します。

借主氏名	
賃貸物件住所	
賃貸期間	年 月 日 ～ 年 月 日
家賃納入証明期間	年 月 日 ～ 年 月 日
家賃の額	月額 円

別記様式第11号（第12条関係）

転入若者夫婦世帯家賃応援補助金交付決定取消通知書

那 烏 達 第 号
平 成 年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付那烏指令 第 号で交付決定した転入若者夫婦世帯家賃
応援補助金について、その決定を取消したので、那須烏山市転入若者夫婦世帯家賃応援補
助金交付規程第12条第2項の規定により通知します。

取 消 内 容	交付決定額	月額	円（年額	円）
		交付期間	年 月～ 年 月（ 箇月）	
	取り消す額	月額	円（年額	円）
		交付期間	年 月～ 年 月（ 箇月）	
	更正決定額	月額	円（年額	円）
		交付期間	年 月～ 年 月（ 箇月）	
取 消 し 理 由				

【審査請求及び取消訴訟について】

1 審査請求について

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

上記1の審査請求のほか、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

別記様式第12号（第13条関係）

転入若者夫婦世帯家賃応援補助金返還命令書

那 烏 達 第 号
年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付那烏達 第 号により取り消した転入若者夫婦世帯家賃応援補助金の交付について、那須烏山市転入若者夫婦世帯家賃応援補助金交付規程第13条の規定により、次のとおり返還を命じます。

返 還 命 令 額	円
加 算 金	円
返 還 期 日	年 月 日

注 上記の返還期日までに納付されないときは、延滞金が課されます。